

いわき市飲用井戸等整備事業補助金交付要綱を次のように制定する。

令和8年5月1日

いわき市長 内 田 広 之

## いわき市飲用井戸等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、給水区域外において、安全で安心できる飲用水等の安定的な確保を図るために必要な飲用井戸等の整備に要する経費の一部について、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水区域外 いわき市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和44年いわき市条例第94号）第3条第2項に定める給水区域（以下「給水区域」という。）以外の区域をいう。ただし、給水区域内であっても配水管の布設が著しく困難であると市長が認める区域を含む。
- (2) 飲用水等 飲用、炊事用、入浴用、洗濯用その他の日常生活に要する水をいう。
- (3) 給水施設 飲用水等の確保のため飲用井戸等に付帯する施設をいう。
- (4) 深井戸 被圧地下水（表層水を遮断する岩盤等の下にある帯水層の水をいう。）を取水する井戸をいう。
- (5) 水質検査 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。次号において「省令」という。）の表に掲げる事項について、水質検査機関（水道法（昭和32年法律第177号）第20条の6第1項に規定する登録水質検査機関をいう。）が検査することをいう。

- (6) 浄水器 省令に定める基準に適合する水質に浄化し、飲用水を供給することが可能な機器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、給水区域外に居住している者のうち、単独で給水施設を新設しようとする者又は共同利用により給水施設を新設しようとする者の代表者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象者としない。

- (1) 市内に住所を有せず、現に居住していない者
- (2) 借地その他の他人の土地に井戸等の整備を行う場合において、当該土地所有者の承諾を得ていない者
- (3) 市税を滞納している者
- (4) 過去にこの要綱によるもののほか、この要綱と同様の趣旨の他の補助を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、給水区域外に居住する者のうち、前項第1号から第3号に該当しないものであって、単独又は共同で利用する給水施設に係る既設の水源が、災害等により枯渇、汚染又は破損し、飲用水等の確保が著しく困難となったものは、補助対象者とすることができる。なお、共同利用による給水施設の場合における補助対象者は、その代表者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、主たる自己の居住の用に供する住宅（店舗併用住宅を含み、別荘等の一時的な居住の用に供する住宅及び賃貸住宅を除く。）に給水施設を整備するために必要な次に掲げる経費とする。

- (1) ボーリング工事費（深井戸の施工に限る。）
- (2) 取水管工事費
- (3) ポンプ設置工事費
- (4) 給水管工事費（屋内配管工事費を除く。）
- (5) 電気工事費
- (6) 貯水タンク設置工事費
- (7) 使用開始前の水質検査に要する経費

(8) 浄水器設置工事費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から60万円を減じて得た額の3分の1以内の額とし、60万円を限度とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項に規定する期日は、補助対象事業を行おうとする年度の6月30日とする。

2 前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で補助金を交付することが可能であると市長が認める場合には、同項の期日は、別に定める日とする。

3 規則第4条第1項第1号から第3号までに規定する書類は、同条第2項の規定により提出を省略させる。

4 規則第4条第1項第4号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 工事予定場所の位置図

(2) (共同利用の場合) 代表者選任届兼誓約書(第1号様式)

(3) (共同利用の場合又は他人の土地に給水施設を設置する場合) 土地使用承諾書(第2号様式)

(4) 設計図面(平面図)

(5) 工事費等の内訳が明記されている見積書の写し

(6) 補助対象者(共同利用の場合は補助対象者に加えすべての共同利用者)の市税完納証明書(第3号様式)

(7) (災害等の場合) 給水施設が使用不能となったことを証する書類

(8) (浄水器を設置する場合) 浄水器の性能及び仕様を証する書類

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事業の着手)

第7条 申請者は、交付の決定の通知を受けた後に、補助事業に着手するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、やむを得ない理由がある場合は、市長

の承認を得て交付の決定を受ける前に補助事業に着手することができる。

(着手届及び完了届の省略)

第8条 規則第10条に規定する補助事業着手(完了)届の提出は、同条ただし書の規定により省略させる。

(実績報告書)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書の提出期限は、同条ただし書の規定により事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

2 規則第12条第1号に規定する収支決算書は、同条ただし書の規定により提出を省略させる。

3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 補助事業に係る請求書(経費の内訳の記載のあるもの)の写し

(3) 補助事業に係る領収書の写し

(4) 竣工図面(平面図)

(5) 柱状図その他の深井戸であることを示す書類

(6) 水質検査の結果の写し(浄水器を設置した場合にあっては、設置後のもの)

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和8年5月1日から実施する。

第1号様式（第6条関係）

代表者選任届兼誓約書

年 月 日

いわき市長 様

代表者 住 所  
氏 名 (自署)

いわき市飲用井戸等整備事業に係る一切の権限を、上記代表者に委任したので届け出ます。

また、いわき市飲用井戸等整備事業補助金交付要綱により、いわき市の補助金を受けて実施する飲用井戸等整備事業について問題が生じた場合は、事業実施者の責任において解決することを誓約します。

共同利用者名簿

住 所	氏 名 (自署)	備 考
いわき市		代表申請者
いわき市		
いわき市		
いわき市		
いわき市		

(備考)

- 1 記名欄が不足する場合は、欄を追加すること。
- 2 この申請の代表者については、備考欄に「代表申請者」と記載すること。
- 3 共同利用者の中に本事業実施場所の土地所有者がいる場合は、備考欄に「土地所有者」と記載し、その利用についても同意したものとする。

第2号様式（第6条関係）

土地使用承諾書

年 月 日

いわき市長 様

土地使用者 住 所  
氏 名 (自署)

土地の所在	いわき市
土地の面積	m <sup>2</sup>
使用目的	
使用期間	
その他	

私の所有する土地を上記のとおり使用することを承諾します。

年 月 日

土地所有者 住 所  
氏 名 (自署)

第3号様式（第6条関係）

市税完納証明申請書

年 月 日

いわき市長 様

住所

申請者 氏名

電話番号

いわき市飲用井戸等整備事業補助金交付申請のため、納付すべき税目の納期  
到達分について納税されていることを証明願います。

証 明 番 号	第 番（ 年 月 日現在）
---------	---------------

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

いわき市長

印